

発達障害の緊急時対応(触法・災害)

大正大学心理社会学部
 子どものメンタルヘルス支援事業推進室
 内山登紀夫

本プログラム作成研究

- 研究課題:発達障害者への支援を緊急時(犯罪の被害や加害、災害など)に関係機関が連携して適切な
- 対応を行うためのモデル開発に関する研究
- 課題番号:H28-身体・知的-一般-008

研究の目的

- 発達障害者が被災した時や犯罪の加害者・被害者になった時などの緊急事態において、支援者や警察、避難所責任者などが適切に対応できるようにするための方法を検討し実践モデルの開発と国の研修で活用するための研修方法と研修テキストの開発を行う。とくに、緊急事態に発達障害の特性や行動の背景を地域住民や警察、避難所担当者、マスコミ等に説明し理解を促し問題の解決に向けて助言する役割を担う者(仮称:発達障害者地域生活安心サポーター)を養成する。

本プログラムの作成者

- 内山 登紀夫 大正大学
- 近藤 直司 大正大学
- 安藤久美子 聖マリアンナ医科大学
- 堀江 まゆみ 白梅学園大学
- 研究協力者
- 山田恵太、中田雅久、川島慶子
- リチャードミルズ

背景

- 発達障害
 - →見えにくい障害だが明らかなコミュニケーション障害がある
- 緊急時(災害時・事故や犯罪被害、犯罪加害)
 - →コミュニケーション障害、不安や攻撃性の亢進
- リスクを予防→リスク・マネージメント
- 危機発生時→クライシス・マネージメント
- 支援者・当事者のサポートが必要
 - 例:震災時に発達障害の知識と経験のある支援者が必要
 - 熊本地震でも対応が不十分であることが明らかになった(熊本自閉症協会調査)

研究方法

- 当事者インタビュー
 - コミュニケーション障害や不注意のある発達障害の人には、一般的なアンケートや定型的な質問で十分な情報を得るのは困難と判断し、十分な臨床経験のある精神科医や臨床心理士など専門家による相手の理解度に合わせて質問をする丁寧なインタビューによる情報把握に努めた。
- 日本人当事者 24名
- 英国人当事者5名
- 日英の専門家インタビュー

緊急時の支援 文献レビューから

- 災害時や緊急時の支援方法についての発達障害に特化した研究・調査は国内外ともにほとんどない。
- これまでの研究は災害後・犯罪後のPTSD治療や再犯防止に重点が置かれてきたが、緊急事態への事前対応、緊急事態の直後にどのように支援するかについての検討は不十分であった。

本研究による緊急時の定義

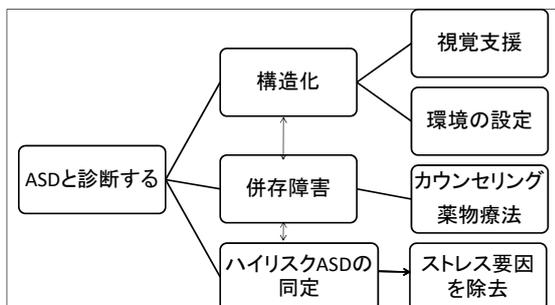
- 災害
 - 自然災害
 - 人災
 - 原発事故など
 - 火災
 - 交通事故など
- 事件
 - 犯罪被害
 - 犯罪加害
- 発達障害特有の緊急時
 - 警察の関与(単なる問い合わせなども含む)
 - 児童虐待の疑い
 - 予想外の事態
 - 親の死亡
 - 当事者・エキスパートインタビューより

ASDの特性—緊急事態に注目して

自閉症スペクトラム障害の診断

- 診断は支援方針と密接に関連
 - 自閉症スペクトラムには障害特性に応じた支援手段があることの確認
- 基本的な対応方針-SPELL
 - Structure (構造)
 - Positive expectation and approaches (肯定的な予測とアプローチ)
 - Empathy (共感)
 - Low arousal (穏やか)
 - Links (つながり)

ASDの支援策



発達障害診断の重要性

- 現在の災害対策の「障害者」は主に身体障害、老人であり発達障害の検討はされていない
 - 避難所で過ごせることを前提にした「障害者」の避難誘導
- 現在の「法を犯した障害者」の支援対象は主として統合失調症
 - 発達障害とは障害特性や支援方法が大きく異なる

ASDの基本障害

- 社会性の障害
- 社会的コミュニケーションの障害
- 社会的イマジネーションの障害
 - 強迫性
- 感覚過敏

社会性の障害により

- 孤立
 - 友人が欲しくて非行グループに
 - 災害時に支援者がいない
- 受け身
 - 「誘惑」を拒絶しがたい
 - 自ら支援を求めない
- 羞恥心の乏しさ
 - 性被害との関連
- いじめられ体験
- 相手の悪意がわかりにくい
 - いいなりになって万引きなど
- 表面的模倣
 - 模倣的犯罪
- 他者からの視点の乏しさ
 - プレーキがかかりにくい

社会的コミュニケーションの障害

- 字義通り
 - 「親にいたら殺すぞ」と言われて、そのまま受け取る
 - 災害時も「廊下を走らない」
 - 冗談を真に受けて怒りや不安が生じる
 - 殴ってはいけない→押さえるのはOK?
- 援助要請が苦手
 - お金に困って盗み
- 不十分、錯綜した情報では行動できない

社会的イマジネーションの障害

- 「結果」を考えない
 - 短絡的に考える→今晚泊まる所と食事のために性被害にあう
 - 災害時にも普段のルーチンを維持しようとする
- 固執
 - ストーカー的行為
 - 実験
 - タリウム
 - ハッカー(Gary McKinnon)

発達障害と災害支援

- 研究班調査から明らかになったこと
- 障害者の災害時支援は国交省・内閣府などが中心に取り組まれているが、多くが「障害者」で包括されており、その中心は老人や身体障害であり発達障害を対象にした取り組みがほとんどなされていない。
- 当事者・家族インタビューからは現行の災害時マニュアルでは不十分であり、発達障害の特性に考慮した、個別の支援プログラムのニーズが高い。
- 海外有識者調査から、英米においても自然災害への対応は不十分である。

発達障害と事件

- 研究班調査から明らかになったこと
- 発達障害の司法・矯正領域の再犯予防や支援プログラムに関する研究は多くなされているが、緊急事態にどのように支援するか(クライシスマネージメント)についての研究はほとんどない。
- 海外有識者調査から、英米においても発達障害の人が関与した事件への緊急時支援の調査は非常に少ない。

成人発達障害特有の緊急事態

- 親との死別
- 家族の病気・事故等による環境変化
- 解雇
- DV被害
- 警察からの職務室温
- 予想外の事態
- 児童虐待の疑いをもたれること
- 避難訓練

緊急時と発達障害

- 発達障害者
 - 一見障害があるようにはみえない
 - 言語表現が独特であり意図が相手に通じにくい
 - 相手の発言を誤解することが多い
 - 情報が入らない
 - 公的支援を受けることが苦手

緊急時の発達障害

- 東日本大震災で不安でパニックになった(40台女性、神奈川)
- 子どもが自閉症でこだわりを許容していたら児童虐待(ネグレクト)と誤解された(英国、女性)
- 警察官に声をかけられただけでパニックになった。

緊急事態の経験率の高さ

- 日本人発達障害者
 - 24名中13名が経験
- 英国人発達障害者
 - 5名中4名が経験

災害大国としての日本

- 英米のエキスパートインタビューより
 - 日本ほど自然災害は多くない
 - 米国では死刑制度があるため発達障害の人を死刑にしないためのシステムが一部の州である

二つの震災

- 東日本大震災
- 熊本地震
- 発達障害支援の問題点
 - 特別の支援の必要性
 - 避難所の利用を巡る問題

災害時

- 予想外の事態
- 普段の習慣と異なった生活
- 見通しが見つからない(いつになったら元の生活に)
 - 余震
 - 放射能
 - 「計画」停電
 - テレビ番組の変更
- 過度の刺激の氾濫
 - 繰り返すテレビ映像
- 適度な刺激(学習や遊び)の減少

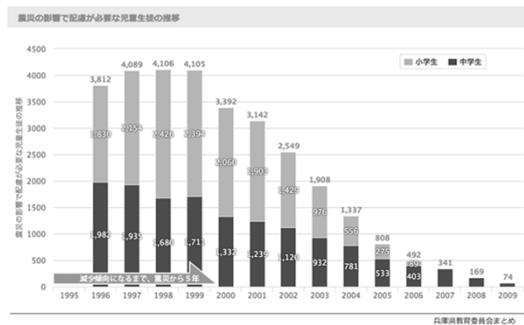
震災の影響—イタリア

- 対象: 震災に遭遇した18人のASD
 - 非難を余儀なくされたが、死体に遭遇するなどの心理的負荷はない
- 社会適応尺度の有意の低下
 - 15%の子どもは影響は1年後も継続
 - 住居や仕事の「不確かさ」などが反映
 - 「元の生活」に戻ることで安定に繋がる
 - 元の生活→レジリエンス

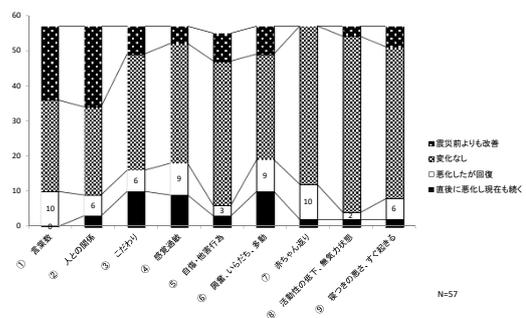


- Adaptive Response of Children and Adolescents with Autism to the 2009 Earthquake in L'Aquila, Italy
- Valenti et al, 2011
- 2009年4月6日、午前3:32分、マグネチュード6.3の地震
- 300人が死亡、1500人以上が重傷
- イタリア史上、最大級の地震

阪神・淡路の子どもへの影響



自閉症スペクトラムの子どもの変化



緊急時の支援ニーズ

緊急事態のニーズ 1

- 成人発達障害者のニーズ
 - 家族や支援者がいない場合の対応
 - 自然災害時→避難方法、自宅での過ごし方
 - 個別・具体的な災害時マニュアル
 - 女性
 - 性被害に関与時の対策
 - 母親→虐待リスクが昂じた時の対策
 - 子育て支援
 - 虐待が疑われたときの対応
 - 虐待のリスクが生じた時の支援

緊急事態のニーズ 2

- 警察
 - 職務質問だけでも緊急事態になりうる
 - 自然災害時
 - 現状は身体障害者、認知症が主体になっている。警察は避難所に誘導するまでが業務と認識している。
 - 事件発生時
 - 身柄勾留事件
 - 家族関係など調べていく過程で発達障害が認識される。孤独な高齢者はわかりづらい。捜査の過程で取り調べが難しいケースは、診断を仰ぐことがあるが、現場の警察の判断によるところが大きい。

現行の制度

現行の制度 1

- (1)障害者相談支援センター(公的システム)
- (2)障害者虐待防止センター・市区町村(公的システム)
 - 虐待問題については利用することが法定

現行の制度 2

(3)当番弁護士制度(公的システム)
逮捕されたら(警察からの告知のもと)すぐに弁護人を呼べる制度。
刑事事件限定ではあるが、確実に本人に支援者がつく。

刑事責任に関する防御面では一定の専門性が確保されるが、そもそも発達障害のある本人と十分にコミュニケーションを取れるか、本人の今後の生活全般を見据えた対応ができるか、についての保障はない

現行の制度 3

(4) 成年後見人(公的・私的?)

本来の役割ではないが、契約締結権限があるため利用可能性はある

(5) 民間の「権利擁護センター」的な機能を有するNPO法人

制度的なバックアップが必要

我が国の課題

課題: 発達障害の認知

- 死刑判決
 - テキサス州ではAQ等を利用して発達障害をスクリーニングし、可能性があれば診断・評価
 - 自閉症があれば減刑される可能性がある(メジボフ教授)
 - 日本ではそのようなシステムはない
- 警察
 - 特に発見するシステムはない
 - 担当者次第

発達障害への配慮(警察)

- 事前に被疑者が発達障害と分かっている場合は、取り調べの録音録画を行う。
- 主治医や弁護士の立ち会いはない。
- 取り調べでの配慮は大変難しい 捜査員は慣れていないので一般人と同じように取り調べをするため、発達障害、知的障害の特性を理解していないので間違った方法で捜査を進めてしまっていた可能性がある。

発達障害への配慮(警察) 2

- 災害: 基本的には避難所まで誘導するのみ
 - 避難所にいられることが前提の支援
- 国家公安委員会・警察庁防災業務計画.
 - 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)として達障害も含まれている。しかし身体障害が優先されている。

緊急時サポーターシステムの不在

- 英国の制度
 - 精神障害者ケアプランに緊急時の対応についても記載される
 - コミュニティナースによる支援
 - 夜間: 緊急時対応家庭医やケースワーカーの存在
 - アプローチアイトアダルトスキームの存在
 - 裁判における仲介者の存在
- 日本一国としての制度がない
 - 長野県サポートマネージャー制度
 - 横浜市自立生活アシスタント制度

緊急時の支援者

緊急時に支援者に必要な知識・情報

- 発達障害に関する基礎的な知識
- 本人と直接話をするに際しての基本的な心得・技術
- 利用可能な現行制度に関する基礎知識
- 必要な専門機関とすぐに繋がれる情報・関係性

リスクマネジメント

■東日本大震災直後の浜通のニーズ

- (1) 医療ニーズ:
- ① 医薬品の継続処方
親の処方も
 - ② 日常診療の援助
(定期的に県内基幹病院から診療派遣はあるが、不足している)
- (2) 医療以外のニーズ
- ① 物資の不足
 - ・ガソリン、灯油
 - ・食品(特に生鮮食品)
 - ・娯楽用品(避難命令があり外出できない、物が無い)
 - ② 人手の不足
 - ・物資の受給、買い出し(避難エリアに物流業者が入らない)
 - ・支給品の受給(障害児がいると行列に並べない)
 - ③ デイサービスの早期再開

Ogura K.

災害に備えて

- 薬物療法中の人は
 - 処方薬を余分に確保
 - 処方内容を複数の場所、Webなどに記録
- 避難訓練
- 安否確認の方法の共有
- 自閉症特性が強いと行動が悪化しやすい可能性
- もともと不安が強い人はさらに増悪する可能性
- 「要支援者」であることを周囲に知らせる工夫が必要
- 避難所運営者への啓発
 - パンフレットの配布など

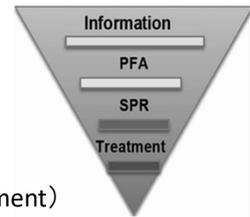
福祉避難所の可能性

- 現行の国交省等のガイドラインは障害者が避難所で集団生活できることが前提になっている
- インタビューした24名中避難所生活が可能と答えた当事者は4名のみ
- 福祉避難所の設置が発達障害者に役立つ可能性は少ない

クライシスマネジメントと「心理的」ケア

段階的ケアモデル

- 情報
- サイコロジカルファースト
- エイド)
- SPR (Skills for Psychological Recovery)
- 治療 (Mental Health Treatment)



• Walker,D

PFA(サイコロジカルファーストエイド)

- 被災者の精神的苦痛を悪化させないように配慮して支援に当たる
- 控えめな関与
- 傾聴するが無理に話をさせない
- 水や食料など基本ニーズを満たす手助けを
- 家族ら大切な人と連絡を取るのを助ける

心理的デブリーフィング

- つらい出来事や自分の思いなどを被災直後に積極的に語るよう被災者に求める手法
- 被災者をかえって傷つけるなどの問題点が明らかになった。
- 阪神大震災(1995年)
 - 心のケアとして心理的デブリーフィングが広範に行われた
- 9.11同時多発テロ(2001)
 - デブリーフィングへの警告

子どもとデブリーフィング

- 破損した家や建物の絵を描かせる
- 破壊をテーマにした作文を書かせる

リマインダー

- トラウマ体験を思い出させるもの

避けること

- 体験を無理に聞かない
- 無理に絵を描かせたり、作文を書かせたりしない
- 無理に聞き出すことは傷口を広げる

- 子どものメンタルヘルス支援は時間軸を意識して、長期スパンの中で考える
- 「急性期」には直面化は避ける
- 急性期の支援は環境や物の支援
 - メンタルケアも同様
 - メディアは「狭義のこころのケア」が好み

災害時

- 必要な支援はすでにある支援
 - 災害時に必要な「物」はすでにある「物」
 - 例:視覚支援に使用するカード
- Stephen Shore 2006

震災時

- 周囲への情報提供の必要性が高まる
- 避難所で行動特性が顕著になった事例



緊急時のマーク

- 自閉症アラートカードの使用
 - 使用しない、したくないという当事者が少なくないことがわかった
 - 発達障害であることを開示すると、搾取などの被害にあうという懸念を示す当事者も少なくない
 - 本人の意向にあったきめ細かい対応が必要

緊急時

- 適切に自己主張できない
 - 自己に有利なことと不利なことを区別しない
 - コミュニケーション能力がさらに落ちる、自閉症特性全開になる
- 未診断事例
 - 診断に繋げる必要
 - 警察・司法関係者の啓発
- 適切な第三者が代弁する必要

